

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

第三条から第五条までを削る。

附則中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改める。